

内部統制の有効性評価及び企業価値算定を引き受けた監査法人の預金残高確認義務

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 6 月 1 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（ワ）第 21246 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 請求棄却（確定）

【参 照 法 令】 平成 29 年法律 44 号による改正前民法 415 条

【掲 載 誌】 金判 1604 号 42 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25567224

明治大学教授 柿崎 環

事実の概要

原告である X は、玩具、自動販売機の製造、販売、輸出入等を目的とする株式会社であり、4 社の子会社（以下、X グループ会社）をもつ持株会社である。X は、被告である Y（監査法人）との間で、平成 26 年 6 月に X 及び X グループ会社の内部統制の有効性評価、及び X の株式評価を行うことを内容とする準委任契約（本件契約）を結んだ。本件契約は、財務諸表を対象とする監査意見を表明することを請け負う契約（監査契約）ではない。本件契約にあたり、当初 X から自社の不正調査の依頼を要望されたものの、Y は不正発見の調査は引き受けられないと断り、その代わりに本件契約内容を提案したという経緯があった。Y は、7 月中旬から 8 月上旬にかけ、Y の会計士 6 名が X グループ会社の調査業務を行い、その結果として「内部統制の有効性評価と改善点」と題する書面（本件報告書）及び企業評価算定書（本件算定書）を作成・交付した。まず、内部統制の有効性評価については、「ウォークスルー」の手法により、特に販売業務管理、購買業務管理及びそれらに関連して財務関係の管理状況の確認を行った。この手法は「売上げ及び購買（仕入れ）の主要取引について、各子会社において例えば、売上げであれば、注文（受注）から現預金として回収するまでの 1 つの取引を追いつながり、内部統制手続を調査確認する手法である。即ち、誤謬や不正取引が起きにくい調査確認体制となっているかを確認する作業である」旨の記載が本件報告書にある。その

上で、預金の残高確認については「ほぼグループ会社全件銀行口座に対し」、直接残高確認を実施した旨が記載されているが、取引先の金融機関に残高確認を実施したものの複数の回収不能があった旨が記載され、また預金通帳残高と金融機関の残高についても一部不整合が生じており、特に頻度の多い銀行預金口座には月次で整合性を確認する手続を構築すべき旨、及び管理部のマンパワーの不足等について改善点を指摘していた。次に、本件算定書については、X の株式評価を行うことを目的として、X 及び X グループ会社の平成 26 年 6 月 30 日における合計残高試算表、売上債権仕入債務、銀行残高を「直接確認の手続きを行い」主要勘定明細書等の内容を検討した。その評価手法は、インカムアプローチを採用し、資産評価については、X 及び X グループ会社の不動産、及び X グループ会社の株式等の評価が業務の中心であり、本件算定書の結論は、信頼性の保証や意見表明とは関係がないという趣旨の記載、及び Y が勘定明細等の入手した資料は、正確かつ完全なものであると仮定している旨の記載があった。

もっとも、Y は、本件契約に係る委任事務の履行にあたり、複数の預金口座の預貯金残高の確認を、X グループ会社から各銀行に残高証明の発行を依頼し、その照会結果を Y が直接郵送で受け取る方式をとっていたが、そのうちの 1 行であるゆうちょ銀行については、平成 26 年当時は同様の方法を用いることができなかったため、X グループ会社の 1 つの B 社名義のゆうちょ銀行預金口座（以下、「本件口座」という。）の残高確認の

際には、Yはゆうちょ銀行に対する直接確認の方法ではなく、Xから提出されたゆうちょ銀行の通帳の写しによって、会計帳簿と預金残高の一致を確認したが、この通帳の写しは偽造されたものであった。その後、平成28年1月頃、X及びXグループ会社から、Xの従業員であるAによる数年間に渡る横領行為の事実が発覚した。Aは、平成26年頃、Xの経理課に所属し、平成23年から26年までB社の監査役であり、X及びXグループ会社の経理を任せられ、平成26年頃、X及びXグループ会社の代表印及び銀行印をすべて保管しており、上記、通帳の写しはAによって偽造されたものであった。そこで、Xは、Yが上記の直接確認を怠ったため、Aの行った横領行為を覚知することができず、その後も横領行為が続いたとして、Yに対して債務不履行に基づく損害賠償請求権に基づき、本件報告書の交付日以降の横領被害額等（4976万1600円と遅延損害金）の支払いを求めた。

判決の要旨

1 本件契約に係る委任事務の内容について

「本件契約に係る委任事務は、被告が、原告及び原告グループ会社の内部統制の有効性評価及び原告の株式評価を行うことを内容とするものであったと認められる。」

2 内部統制の有効性評価に伴う義務

「一方、原告グループ会社の預貯金残高情報は、当該会社の財務状態を示す情報として重要である。しかし、内部統制の有効性評価という観点からすると、収集した情報・資料を基に、実際の預貯金残高と帳簿残高の不一致が生じ得る仕組みになっていないかを検証すれば足りるものというべきであるから、収集資料の正確性に具体的な疑義が生じているような状況でない限り、当該収集資料の作成に偽装、不正が介在しないことの検証までは求められていないものと解すべきである。……そうすると、本件契約当時、原告及び原告グループ会社において、不正な経理処理がされたとの具体的な疑義は生じていなかったから、内部統制の有効性評価に当たり、預貯金残高情報に関し、被告が自ら金融機関発行の残高証明書又は通帳の原本を入手して検証する方法だけでなく、原告か

ら提供された写しを基に検証する方法も許されるものと解すべきである。……したがって、原告及び原告グループ会社の内部統制の有効性評価を行うに当たり、被告が本件口座の残高証明書又は通帳の原本を確認すべき義務を負うものと認めることはできない。」

3 企業価値評価に伴う義務

「……評価対象会社の会計情報が正確であれば、算定した評価額の信頼性が高まるという関係にある。しかしながら、数か月という比較的短期間のうちに結論を示すべき企業価値算定において、会計情報の信頼性の検証は算定目的の本質部分ではなく、しかもそれ自体財務諸表監査として企業価値算定に比べて長期の作業時間及び多額の費用を伴う依頼内容となり得るものであるから、別段の合意がない限り、評価対象会社から入手した資料に信頼性があると仮定して算定すれば足りるものと解すべきである。……したがって、原告の企業価値算定に当たり、被告が本件口座の残高証明書又は通帳の原本を確認すべき義務を負うものと認めることはできない。」

4 専門業務に関する監査法人の義務

「監査法人が受任した業務を遂行するに当たり、調査対象会社の金融機関口座の残高証明書又は通帳の原本確認義務を負うかどうかは、当該合意の内容や目的次第であるから、Xが指摘するようなYが監査法人として負う一般義務から上記の原本確認義務を導くことは困難である。」

判例の解説

一 本件の意義と従来判例等

本件は、財務諸表を対象として、被告が監査意見を表明することを引き受ける契約（いわゆる監査契約）ではなく、公認会計士法2条2項に基づく監査証明以外の業務を内容とするいわゆる「二項業務」の準委任契約の履行につき、公認会計士が果たす注意義務の内容が問われた事例である。職業的会計専門家である公認会計士の受任業務に求められる注意義務の内容は、合意された契約の目的及び内容の合理的解釈から導かれるものであり、本判決は、この点につき、内部統制の有効性評価及び企業価値算定を契約内容とすることを認

定した上で、銀行預金残高の原本確認義務が認められるための判断基準を示した点に意義がある。争点となっているのは、①銀行預金残高確認につき原本確認義務があったか、②提出された報告書の記載に間違いがなかったか、③過失相殺の可否であるが、本稿では、①の争点に絞って検討する。

従来、公認会計士の民事責任が問題とされた裁判例は、本件とは異なり、法定監査または任意監査において不正・誤謬の見落としを理由とする債務不履行責任を問われた事例がほとんどである。こうした裁判例の嚆矢となったコッパーズ事件においても、原審（東京地判平3・3・19判時1381号116頁）と控訴審（東京高判平7・9・28判タ921号203頁、判時1552号128頁）の判断は分かれ、本件との関連でいえば、原審では監査人による銀行預金残高の原本確認義務違反が認められたものの、控訴審では「監査契約に『不正発見目的』『不正発見に重点を置く』との特約がない限り、外部監査人は内部統制組織が不備な部分に不正のないことを調べる監査手続を行う必要がない」として、かかる注意義務は否定された。もっとも、その後、凸版印刷労働組合事件（東京地判平15・4・14判時1826号97頁¹⁾）では、「公認会計士が計算書類の監査を行うにあたっては、計算書類の適正性・適法性を確かめる前提として、不正・誤謬があり得ることを念頭に置いて監査を行う必要があることを考えると、『預金の実在性』という監査要点については、特段の事情がない限り、少なくとも預金先に対し直接預金残高を確認するか又は預金通帳の原本を実査することは通常実施すべき監査手続として要求されており、このような監査手続を実施することが監査契約上の注意義務の内容をなしているというべきである」と判示された。この判断は、その後の山一証券事件（大阪地判平18・3・20判時1951号129頁）、東京文化学園大学事件（仙台高判平22・3・12LEX/DB25470125）の判断にも踏襲されており、こうした裁判例に鑑みれば、特段の合意がない限り、一般的な監査業務において、直接、銀行預貯金の残高確認を行うことは、監査人の注意義務の内容として評価できよう²⁾。さらに、度重なる企業不祥事における公認会計士による監査への不信が渦巻くなか、監査を巡る状況は大きく変化してきている。2002年には不正リスクに対する監査の在り方の国際的な議論の動向を踏まえ、監査基準の

改正と共に「不正リスク対応の実施基準」が制定され³⁾、監査業務の過程において、監査人の不正発見に向き合う姿勢がより厳しく問われるようになってきている⁴⁾。さらに昨今では、職業的会計専門家たる公認会計士の業務も多岐に渡り、IPOやM&Aの前準備として企業価値算定を請け負う業務も増加しており、関わる業務の品質が以前にも増して問われている。本件では、こうした裁判例や監査基準等の発展が、監査証明を内容としない公認会計士の業務における注意義務にどのような影響を与えるのかも検討される必要があろう。

二 内部統制の有効性評価及び株式価値算定の準委任契約における注意義務

1 銀行預金口座の残高確認について

原本確認義務があったか

本件では、Xの従業員及び子会社であるB社の監査役であったAによる、ゆうちょ銀行の通帳偽造を、Yが当該通帳の原本確認を怠ったためにAの横領を発見できなかったことからXに損害が生じたため、その債務不履行責任を問う前提として、本件口座の残高確認方法として原本確認義務があったかが主要な争点となっている。

本件契約は、①内部統制の有効性評価と②企業価値算定を内容とする準委任契約であるため、公認会計士が監査業務において通常実施すべき手続を定めた監査基準・実務基準に従う必要はない。しかし、職業的会計専門家としてなすべき準委任契約の注意義務を明らかにする際に、監査基準等によって定着している監査実務上の手続を参考にすることは可能であろう。本判決でも、①内部統制の有効性評価については、金商法に基づく「財務報告に係る内部統制の監査」において、通常、用いられる手法の1つである「ウォークスルー」手続を参照したものと考えられ、この手法によるならば、原則として預貯金の残高情報は監査要点とはされていない。そのため、本判決ではYに銀行残高確認の原本確認義務を認めていない。また、②の企業価値算定に関しては、直接、監査基準等には該当しないものの、公認会計士が企業価値算定業務の際に参照する「企業価値評価ガイドライン」⁵⁾が公表されており、これによれば、原則的には評価対象会社から提供される資料の正確性を前提とする調査で足りることが示されており、本判決においても「別段の合意がない限り、評価

対象会社から入手した資料に信頼性があると仮定して算定すれば足りる」としてYの原本確認義務を否定した。

2 検討

本判決は「内部統制の有効性評価」の契約内容につき監査基準等を参照し、「収集資料の正確性に具体的な疑義が生じるような状況でない限り」正確性の検証は不要であるとして、原本確認義務を認めなかった。もとより、法定監査の場合には、被監査会社以外の株主等の第三者に対して提供される財務諸表等の信頼性を確保する公的責務に大きな意義があるが、本件のような非監査業務を内容とする当事者間の準委任契約は、本件契約の注意義務の内容を法定監査と同様に解することはできず、あくまで本件契約の目的と内容の合理的解釈によらなければならない。

この点、本件契約の締結には、当初、Xからの不正調査の依頼をYが断っている経緯があるが、これによりYが同契約の履行過程で不正の兆候を確認する必要がなくなった訳ではない。むしろ、こうした契約の経緯は、IPOやM&Aの前準備としての単なる企業価値算定の依頼とは異なり、当該契約に際し依頼先に何等かの不正等の問題があることを疑わせる心証をYは得ているものと思われる。実際、不正調査の代替案として、①内部統制の有効性評価と②企業価値算定の契約内容をYが提案した経緯は、争いのない事実として認められている。そうであれば、①と②の契約内容の履行にあたり、公認会計士が職業的会計専門家として不正の兆候に対して求められる職業的懐疑心をより発揮して、本件契約の履行にあたり、より注意深く業務を行う必要性が高い場面であったといえる。そのような状況下では、求められる注意義務の内容も、①と②の契約全体からみた真の目的から合理的に導き出すべきである。そして、①内部統制の有効性評価についても、少なくとも、会社の財務状態を示す最も基本的な情報である「預金の実在性」は、決算・財務報告プロセスの確認に必要な情報であって、実際、Yは、ほとんどのX及びXグループの銀行口座について、直接、銀行から残高証明確認を得ていることから、かかる手続が本件の内部統制の有効性評価の方法として求められていたと評価すべきである。

さらに、上述した裁判例や監査基準等の改正動

向からみても、当時の監査実務において、銀行預金残高の確認方法は、特段の事情がない限り、一般に偽造リスクの高い預貯金通帳の写しの確認では足りず、直接銀行に対する確認または通帳の原本確認であると解されている。また、通帳の原本確認は、他の証憑類の原本確認等とは異なり、極めて初歩的かつ必須といつてよい（かつ、容易に実施できる）手続であるとの指摘もある⁶⁾。こうした監査実務の進展を踏まえ、本件契約締結の経緯を勘案すれば、当時、ゆうちょ銀行が、監査法人への郵送による残高証明の送付を認めていなかったからといって、定型的に偽造リスクの高い預金通帳の写しを確認するのでは足りず、通帳の原本確認を求めたとしても、それが本件契約にあたりYに課された過度に負担となる確認業務になるとはいえず、本件口座残高を原本確認する義務をYに認めることは相当であったといえる。

一般論としては「内部統制の有効性評価」において原則として原本確認義務は認められていないとしても、本件契約締結の経緯を踏まえ、契約の真の目的を合理的に解釈すれば、たとえ「具体的な疑義が生じていなくとも」、職業的懐疑心を発揮して、銀行預金の確認に不正の見落としがないようにと、当時採用されていた監査実務の手続を踏むことが、本契約における注意義務の内容として、職業的専門家たる公認会計士に求められた事例であると解すべきである。

●——注

- 1) 大塚和成「判批」判タ1198号（2006年）92～96頁。
- 2) 秋坂朝則「監査基準の改訂と監査人の注意義務」会計論叢14号（2019年）3～12頁。
- 3) 企業会計審議会「監査における不正リスク対応基準」（平成25年3月13日）。
- 4) 兼田克幸「監査人の民事責任を巡る訴訟の状況および諸課題」吉見宏編著『会計不正事例と監査』（同文館出版、2018年）39頁参照。
- 5) 日本公認会計士協会「経営研究調査会研究報告32号 企業価値評価ガイドライン」（平成19年5月16日制定・平成25年7月3日改定）。
- 6) 会計限定監査役の任務懈怠の事例ではあるが、かかる監査役の職務の一環として行うべき残高証明書原本確認は「公認会計士でなくとも、極めて初歩的かつ必須といつてよい（かつ、容易に実施できる）手続」との指摘がある。弥永真生「会計限定監査役の任務懈怠」ジュリ1541号（2020年）3頁。